

第57号議案

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、阪神・淡路大震災時の災害援護資金について一定所得及び資産要件による償還免除をするほか、災害弔慰金等の支給決定に係る審査委員会を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章（略）	第1章～第3章（略）
第4章 災害援護資金の貸付（第12条— <u>第15条</u> ）	第4章 災害援護資金の貸付（第12条— <u>第17条</u> ）
<u>第5章 雑則（第16条・第17条）</u>	
付則	付則
（償還等）	（償還等）
第15条（略）	第15条（略）
2（略）	2（略）

改正後	改正前
<p>3 <u>償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項，第16条及び法附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u> <u>(芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 市に，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。</u></p> <p><u>2 芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の委員は，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，市長が任命する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか，芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は，市長が定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第17条 (略)</u></p>	<p>3 <u>償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項，令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第16条 (略)</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は，公布の日から施行する。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のよう

に改正する。

別表芦屋市社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、阪神・淡路大震災時の災害援護資金について一定所得及び資産要件による償還免除をするほか、災害弔慰金等の支給決定に係る審査委員会を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 償還金の支払猶予（第15条関係）

災害援護資金の貸付けを受けた者が、償還金の支払の猶予を認められる場合であっても、(3)の報告を求められ、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、支払の猶予を適用しない。

(2) 償還免除（第15条関係）

ア 市が償還を免除できる場合として、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続き又は再生手続きの開始決定を受けた場合を新たに加える。

イ 市は、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金について、当該資金の貸付けを受けた者が収入及び資産の状況により償還することが著しく困難であると認められる場合として次に掲げる免除基準を満たす場合には、当該資金の償還未済額の全部又は一部を償還免除することができる。

(ア) 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額から租税その他の公課の金額を控除した金額が150万円未満であること。

(イ) 償還に充てることのできる居住用の土地建物以外の資産を保有していないこと。

(ウ) 預貯金の金額が20万円以下であること。

ウ ア及びイに該当すると認められる場合であっても、(3)の報告を求められ、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、償還免除を適用しない。

エ 国及び県は、市がイの償還免除をしたときは、市に対し、償還を免除する。

(3) 報告等（第15条関係）

市は、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとする。

(4) 芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第16条関係）

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。

(5) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の会長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分		支給単位	報酬額	旅費の額
芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会	会長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
	委員	日額	11,200円	

災害弔慰金の支給等に関する法律抜粋

(償還金の支払猶予)

第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(第2項及び第3項省略)

(報告等)

第16条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求

めることができる。

(市町村における合議制の機関)

第18条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

附 則

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第2条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第1項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令抜粋

(一時償還)

第8条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、前条第2項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第9条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第12条 法第13条第1項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令

(法附則第2条第1項の内閣府令で定める場合)

第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第2条第1項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を1月から5月までの間にする場合にあっては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第4条の規定の例により算定した所得の金額をいう。）から租税その他の公課の金額を控除した金額が、150万円未満であること。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。
 - ア 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。
 - イ 預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）が20万円以下であること。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正法」という。）が公布され、本年8月1日に施行された。

改正法では、阪神・淡路大震災から20年以上経過し、災害援護資金の貸付けを受けた者の高齢化等が課題となっていることから、震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能にするため、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等の必要な措置が講じられたほか、市町村における災害弔慰金等の支給決定に係る合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定められた。

2 本市の阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の償還状況

（令和元年7月末現在）

貸付総件数	2,797件	貸付総額	6,966,326,013円
既償還件数	2,549件	既償還額	6,576,333,628円
既免除件数	72件	既免除額	141,602,468円
未償還件数	176件	未償還額	248,389,917円

（上記は元利額）

3 芦屋市災害弔慰金等支給審査委員会の委員について

(1) 委員定数 7人以内

(2) 委員の構成

ア 医師

イ 弁護士

ウ その他市長が必要と認める委員（市職員、大学教授、医療ソーシャルワーカー等）